

# 消防署からお知らせ

## ～住宅用火災警報器について～

- 住宅用火災警報器は、設置から約10年で電池切れや機器本体の故障により、火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に交換を行いましょう。

## ～住宅用火災警報器の点検について～

- 年に数回住宅用火災警報器の点検を行いましょう。本体のボタンを押すか、付属のヒモを引くことで点検ができます。正常な場合は正常を知らせる音声・ブザーが鳴ります。



## ～住宅用火災警報器の設置場所について～

- 住宅用火災警報器は原則として【寝室】と寝室がある階の【階段】に設置する必要があります。

### ～なぜ、【寝室】と【階段】？～

- 住宅火災では、逃げ遅れが原因で死亡することが多く、中でも就寝中に発生した火災の発見が遅れ、犠牲になる件数が多いです。そのため就寝中、火災に気が付けるように寝室への設置が有効的です。また、煙は階段を通じて上の階に広がるため煙が充満する前に住民へ知らせ、避難を促すために階段への設置が必要です。

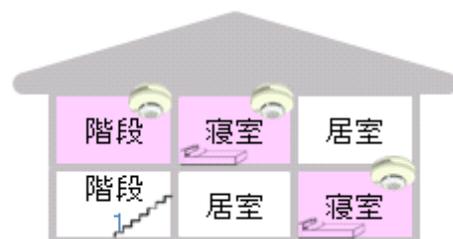
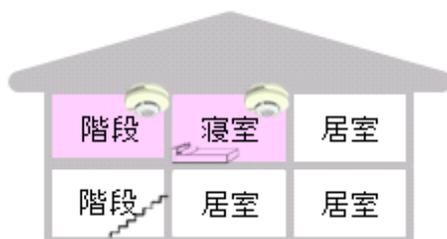
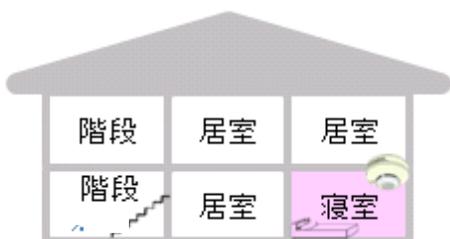
#### 平屋建ての場合



天井に取付ける場合⇒壁又は梁（ハリ）から60cm、エアコンや換気口からは1.5m離しましょう。

壁に取付ける場合⇒天井から15～50cm以内に住宅用火災警報器の中心が来るように取り付めます。

#### 2階建ての場合



#### ●問い合わせ先●

稚内地区消防事務組合消防署豊富支署  
予防係 0162-82-2005

